

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年6月30日
【発行者の名称】	F F F ホールディングス株式会社 (FFF Holdings Co.Ltd)
【代表者の役職氏名】	代表取締役C E O 中村 克久
【本店の所在の場所】	福岡県福岡市中央区赤坂 1 丁目 2 番 7 号
【電話番号】	092-712-0113
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営管理本部長 坂本 崇能
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
【担当 J - A d v i s e r の財務状況が 公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替期間の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	F F F ホールディングス株式会社 https://fff-hd.co.jp 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J－A d v i s e r が重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ－A d v i s e rを選任する必要があります。J－A d v i s e rの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第73期	第74期	第75期 中間期
決算年月	2024年 9 月	2025年 9 月	2026年 3 月
売上高 (千円)	13,399,197	14,073,467	7,210,977
経常利益 (千円)	135,854	99,134	109,761
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益 (千円)	121,057	59,796	80,815
中間包括利益又は包括利益 (千円)	329,551	△47,890	300,999
純資産額 (千円)	1,772,054	1,716,549	2,009,164
総資産額 (千円)	9,098,331	9,359,788	9,693,747
1株当たり純資産額 (円)	1,926.15	1,865.81	2,183.87
1株当たり配当額 （1株当たり中間配当額） (円)	75 (—)	75 (—)	37.5 (—)
1株当たり中間（当期）純利益 (円)	131.58	65.00	87.84
潜在株式調整後1株当たり中間 （当期）純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	19.3	18.2	20.6
自己資本利益率 (%)	6.9	3.5	4.1
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	5.1%	11.5%	8.5%
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△139,244	△204,462	△671,494
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△168,917	△565,436	353,948
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	24,879	551,963	285,695
現金及び現金同等物の中間期末 （期末）残高 (千円)	1,497,212	1,279,276	1,247,425
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (名)	165 〔1〕	180 〔2〕	179 〔1〕

- （注） 1. 2025年12月26日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行いました。第73期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。なお、1株当たり配当額については、株式分割前の実際の配当金の額を記載しており、第73期は7.5円、第74期は7.5円、第75期中間期は3.75円となります。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
3. 第73期及び第74期及び第75期中間期の株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
5. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第74期の連結財務諸表について協立監査法人による監査を受けておりますが、第73期の連結財務諸表については、当該監査を受けて

おりません。

6. 当社は第75期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、それ以前の中間連結財務諸表については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

2026年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
住宅設備機器事業	136 [1]
リフォーム・建築事業	21 [―]
全社（共通）	22 [―]
合計	179 [1]

（注） 1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

（2）発行者の状況

2026年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
22 [―]	38.1	13.2	4,918

セグメントの名称	従業員数(名)
全社（共通）	22 [―]
合計	22 [―]

（注） 1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3．発行者は持株会社であり、グループの経営戦略の策定と業務を執行する事業会社の経営の監督を行っております。

（3）労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間(2025年10月1日から2026年3月31日)におけるわが国経済は、長期化する物価上昇に対し実質賃金の伸びが追いつかず、個人消費の低迷が続くなど、景気回復は足踏み状態で推移いたしました。また、日本銀行による金融政策修正に伴う金利上昇の定着や、円安進行による輸入コストのさらなる上昇への警戒感から、企業を取り巻く経営環境は依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社グループが属する住宅設備業界におきましては、建築資材や人件費の高騰に伴う住宅販売価格の高止まりに加え、住宅ローン金利の上昇懸念を背景に、顧客の購買意欲が減退いたしました。これにより、新設住宅着工件数およびリフォーム需要はともに力強さを欠き、総じて低調に推移いたしました。

収益面につきましても、物流費や施工コストの上昇が継続するなか、住宅設備機器メーカーによる度重なる製品価格の改定に対し、市場競争の激化から販売価格への転嫁が十分に進まず、極めて厳しい経営環境となりました。加えて、取引先である施工会社等の設備投資抑制や慎重な発注も、収益性を押し下げる要因となりました。

当社グループは、厳しい市場環境を乗り越えるべく、営業拠点の機能強化と顧客基盤の拡充による収益安定化を重要課題として取り組んでまいりました。

人材面では、中長期的な成長を見据え、次世代を担う人材の確保にも注力しております。多様な価値観を持つ人材を積極的に採用するとともに、個々の営業生産性を最大化させる組織体制を整備しております。

今後も、デジタル技術の活用を進め、さらなる顧客満足度の向上に繋げていく方針です。

これらの結果、当中間連結会計期間における売上高は7,210,977千円、営業利益は64,973千円、経常利益は109,761千円、親会社株主に帰属する中間純利益は80,815千円となりました。

セグメントの業績は以下のとおりであります。

(住宅設備機器事業)

住宅設備機器事業におきましては、同業他社との価格競争は激化するなか、販売費・管理費のコスト比較を徹底し、経費削減に注力しました。

また、お取引メーカー様と協業し、ショールームへの積極的な誘引を行い、需要創造と売上拡大に努めました。

さらに、全社重点商材として、システムキッチン・システムバス・エコキュート・エアコンの拡販を行い、拠点ごとに推進担当者を設定し、拠点別に推進の強化を行いました。

当事業の売上高は6,696,400千円（前年同期比2.7%減）、セグメント利益は275,626千円（前年同期比4.9%減）となりました。

(リフォーム・建築事業)

リフォーム・建築事業は、TOTO水彩プラザふじ株式会社を中心に展開しており、当社グループにおけるBtoC事業の先駆けとして、エンドユーザーへのアプローチを強化してまいりました。

施工現場においては、品質管理体制を強化して安全基準を徹底させ、工期短縮とコスト削減を実現しつつ、高品質な仕上がりを追求しております。

また、既存顧客だけでなく、新規顧客獲得のためのマーケティング活動を強化し、地域に根ざしたサービス展開を進めております。

職人（人材）不足や材料費の高騰により業務運営にかかる費用は増加しております。

今後はさらにアプローチの範囲を広げ、既存顧客に依存しない営業戦略を確立したいと考えております。

当事業の売上高は464,973千円（前年同期比8.8%減）、セグメント利益は14,585千円（前年同期比84.4%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、1,247,425千円で前連結会計年度末に比べ31,850千円減少しております。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は671,494千円となりました。これは、税金等調整前中間純利益125,247千円、減価償却費35,399千円などの資金増加要因があった一方、売上債権及び契約資産の増加451,177千円、仕入債務の減少103,624千円、法人税等の支払額262,443千円などの資金減少要因があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果獲得した資金は353,948千円となりました。これは、投資有価証券の取得による支出24,950千円などの資金減少要因があった一方、定期預金の払戻による収入371,593千円、投資有価証券の売却による収入38,372千円などの資金増加要因があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は285,695千円となりました。これは長期借入金の返済による支出216,357千円などの資金減少要因があった一方、短期借入金の純増による収入517,000千円などの資金増加要因があったことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 仕入実績

当中間連結会計期間における仕入実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
住宅設備機器事業	5,830,978	98.62
リフォーム・建築事業	234,443	98.93
その他	—	—
合計	6,065,421	98.63

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. セグメント間取引については、相殺消去しております。

(2) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
住宅設備機器事業	6,696,400	97.34
リフォーム・建築事業	464,973	91.19
その他	49,602	92.25
合計	7,210,977	96.88

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. セグメント間取引については、相殺消去しております。
3. その他は賃貸不動産収入です。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生又は2026年4月9日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております、当社株式の証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(1) 担当J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場予定です。

当社は、本発行者情報公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態にある場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続、更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」（以下、「私的整理に関するガイドライン」という。）に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドラインに基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）上記（a）各号における再建計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定

める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限り。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a） TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - （b） 前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a） TOKYO PRO Market の上場株券等
 - （b） 特例第132条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内

に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当ておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当ておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

- ① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、1ヵ月間の期間を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 本契約を解除する場合、特段の事情のない限り、乙は予め本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知する。

5 【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】（2026年3月31日現在）

（1）重要な設備の新設等

該当事項はありません。

（2）重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	当中間連結会計期間末現在発行数(株) (2026年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2026年6月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,680,000	920,000	920,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	単元株式数 100株
計	3,680,000	920,000	920,000	—	—

- (注) 1. 2025年11月20日開催の取締役会決議により、2025年12月26日付で普通株式1株を10株に株式分割しております。これにより、発行済株式総数は828,000株増加し、920,000株となっております。また、2025年12月26日付で発行可能株式総数を368,000株から3,680,000株に変更しております。
2. 2025年12月25日開催の定時株主総会、普通株式種類株主総会及びA種類株式種類株主総会決議に基づき、2025年12月25日付でA種類株式(17,114株)を全て廃止し、普通株式へ転換いたしました。また、同日付で発行可能株式総数を248,000株増加し368,000株とし、翌12月26日付で単元株制度(1単元:100株)を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2017年9月29日 (注1)	普通株式 △1,114 A種類株式 13,114	普通株式 78,886 A種類株式 13,114	12,000	92,000	—	—
2017年12月1日 (注2)	普通株式 △2,000 A種類株式 2,000	普通株式 76,886 A種類株式 15,114	—	92,000	—	—
2022年2月28日 (注3)	普通株式 △2,000 A種類株式 2,000	普通株式 74,886 A種類株式 17,114	—	92,000	—	—
2025年12月25日 (注4)	普通株式 17,114 A種類株式 △17,114	普通株式 92,000 A種類株式 —	—	92,000	—	—
2025年12月26日 (注5)	普通株式 828,000	普通株式 920,000	—	92,000	—	—

- (注) 1. 2017年9月25日開催の臨時株主総会決議により定款変更が行われ、2017年9月29日付けでA種類株式13,114株を発行して有償で第三者割当すると同時に自己株式であった普通株式1,114株を消却しております。有償第三者割当の概要は以下のとおりです。

割当先 大阪中小企業投資育成株式会社
発行価格 16,392,500円
資本組入額 12,000,000円（発行価格から自己株式消却額を控除した額）

2. 2017年12月1日付けで普通株式2,000株をA種類株式2,000株に転換しております。
3. 2022年2月28日付けで普通株式2,000株をA種類株式2,000株に転換しております。
4. 2025年12月25日付けでA種類株式17,114株を普通株式17,114株に転換しております。
5. 2025年11月20日開催の取締役会決議により、2025年12月26日付で普通株式1株を10株に株式分割しております。

(6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
中村 克久 (注) 1、2	福岡県福岡市中央区	248,930	27.05%
大阪中小企業投資育成株式会社 (注) 2	大阪府大阪市北区中之島3-3-23	171,140	18.60%
中村 勇治 (注) 1、2、3、6	福岡県福岡市中央区	156,540	17.02%
中村 尊政 (注) 2	東京都文京区	132,530	14.41%
中村 賀亮 (注) 2	福岡県福岡市中央区	132,530	14.41%
松岡 利奈 (注) 2	福岡県福岡市南区	38,330	4.17%
高岡 博 (注) 2、3	福岡県福岡市博多区	20,000	2.17%
土持 仁克 (注) 2、3	福岡県粕屋郡新宮町	20,000	2.17%
計		920,000	100.00%

- (注) 1. 特別利害関係者等（当社の代表取締役）
2. 特別利害関係者等（大株主上位10名）
3. 特別利害関係者等（当社の取締役）
4. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
5. 所有株式数の（ ）内には新株予約権の付与数を表示しております。
6. 当中間連結会計期間の末日後、2026年5月1日付で、当社株主（代表取締役 C O O 副社長 中村勇治氏）から T O T O株式会社へ普通株式2,000株（20単元）の譲渡が行われております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 920,000	9,198	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	普通株式 920,000	—	—
総株主の議決権	—	9,198	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

当社株式は2026年5月1日に株式会社東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場いたしましたが、当中間連結会計期間(2025年10月1日から2026年3月31日まで)においては非上場であったため、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出後、当中間発行者情報提出日までの役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であり、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2025年10月1日から2026年3月31日まで）の中間連結財務諸表について、協立監査法人の期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年9月30日)	当中間連結会計期間 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,855,278	1,451,834
受取手形及び売掛金	※ 1 1,831,172	※ 1 1,909,931
電子記録債権	※ 3 454,793	※ 3 849,270
契約資産	36,609	14,164
商品	431,182	446,490
原材料及び貯蔵品	1,657	3,764
その他	101,847	56,520
貸倒引当金	△27,568	△28,671
流動資産合計	4,684,973	4,703,306
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,129,140	1,104,321
リース資産(純額)	20,612	14,646
土地	※ 4 1,140,025	※ 4 1,140,025
その他(純額)	5,412	4,597
有形固定資産合計	※ 5 2,295,191	※ 5 2,263,591
無形固定資産		
のれん	61,860	46,395
その他	23,008	20,761
無形固定資産合計	84,869	67,157
投資その他の資産		
投資有価証券	※ 4 1,357,350	※ 4 1,693,598
関係会社株式	※ 6 187,501	※ 6 187,501
関係会社長期貸付金	※ 6 40,000	※ 6 40,000
繰延税金資産	99,223	98,400
その他	610,678	640,191
投資その他の資産合計	2,294,754	2,659,691
固定資産合計	4,674,815	4,990,440
資産合計	9,359,788	9,693,747

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年9月30日)		当中間連結会計期間 (2026年3月31日)	
負債の部				
流動負債				
支払手形及び買掛金		984,670		1,092,200
電子記録債務		1,386,851		1,168,131
契約負債		2,453		—
短期借入金	※ 7	1,483,000	※ 7	2,000,000
1年内返済予定の長期借入金	※ 4	418,539	※ 4	403,322
1年内返済予定のリース債務		12,067		10,895
未払法人税等		253,307		34,962
賞与引当金		107,239		61,430
役員賞与引当金		12,337		2,683
その他		201,479		212,926
流動負債合計		4,861,943		4,986,551
固定負債				
長期借入金	※ 2	2,052,190	※ 2	1,851,050
リース債務		10,606		5,216
退職給付に係る負債		483,875		480,402
役員退職慰労引当金		184,060		193,714
その他		50,563		167,648
固定負債合計		2,781,295		2,698,031
負債合計		7,643,239		7,684,582
純資産の部				
株主資本				
資本金		92,000		92,000
利益剰余金		1,206,623		1,280,539
株主資本合計		1,298,623		1,372,539
その他の包括利益累計額				
その他有価証券評価差額金		403,787		620,672
その他の包括利益累計額合計		403,787		620,672
非支配株主持分		14,137		15,951
純資産合計		1,716,549		2,009,164
負債純資産合計		9,359,788		9,693,747

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)		当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)	
売上高	※ 1	7,442,848	※ 1	7,210,977
売上原価		6,315,267		6,166,642
売上総利益		1,127,580		1,044,334
販売費及び一般管理費	※ 2	956,248	※ 2	979,360
営業利益		171,332		64,973
営業外収益				
受取利息		589		2,691
受取配当金	※ 3	17,467		17,094
仕入割引		19,474		26,950
その他営業外収益		14,027		37,920
営業外収益合計		51,560		84,657
営業外費用				
支払利息		26,623		31,885
その他営業外費用		7,456		7,983
営業外費用合計		34,079		39,868
経常利益		188,813		109,761
特別利益				
固定資産売却益	※ 4	1,530		—
投資有価証券売却益		—		15,485
特別利益合計		1,530		15,485
特別損失				
その他特別損失		3,811		—
特別損失合計		3,811		—
税金等調整前中間純利益		186,532		125,247
法人税、住民税及び事業税		278,322		36,847
法人税等調整額		△212,116		4,284
法人税等合計		66,205		41,132
中間純利益		120,326		84,114
非支配株主に帰属する中間純利益		4,292		3,298
親会社株主に帰属する中間純利益		116,034		80,815

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
中間純利益	120,326	84,114
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△178,242	216,885
その他の包括利益合計	△178,242	216,885
中間包括利益	△57,915	300,999
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△62,208	297,701
非支配株主に係る中間包括利益	4,292	3,298

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	92,000	1,153,727	1,245,727
当期変動額			
剰余金の配当		△6,900	△6,900
親会社株主に帰属する当期純利益		116,034	116,034
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	109,134	109,134
当期末残高	92,000	1,262,861	1,354,861

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産額合計
	その他有価証券差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	514,415	514,415	11,911	1,772,054
当期変動額				
剰余金の配当				△6,900
親会社株主に帰属する当期純利益				116,034
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△178,242	△178,242	3,577	△174,664
当期変動額合計	△178,242	△178,242	3,577	△65,530
当期末残高	336,173	336,173	15,488	1,706,524

当中間連結会計期間（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	92,000	1,206,623	1,298,623
当期変動額			
剰余金の配当		△6,900	△6,900
親会社株主に帰属する当期純利益		80,815	80,815
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	73,915	73,915
当期末残高	92,000	1,280,539	1,372,539

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産額合計
	その他有価証券差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	403,787	403,787	14,137	1,716,549
当期変動額				
剰余金の配当				△6,900
親会社株主に帰属する当期純利益				80,815
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	216,885	216,885	1,813	218,699
当期変動額合計	216,885	216,885	1,813	292,614
当期末残高	620,672	620,672	15,951	2,009,164

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	186,532	125,247
減価償却費	35,811	35,399
のれん償却額	11,774	15,465
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△220	1,103
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2,492	△45,808
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△12,520	△9,654
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	937	△3,473
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△47,456	9,654
受取利息及び受取配当金	△18,057	△19,786
支払利息	26,623	31,885
固定資産売却益	△1,530	—
投資有価証券売却益	—	△15,485
その他特別損失	3,811	—
売上債権及び契約資産の増減額 (△は増加)	△76,720	△451,177
未成工事受入金・契約負債の増減額 (△は減少)	△16,287	△4,263
たな卸資産の増減額 (△は増加)	23,268	△17,414
仕入債務の増減額 (△は減少)	△401,694	△103,624
未払金の増減額 (△は減少)	△15,250	△286
その他	△9,445	55,268
小計	△307,929	△396,951
利息及び配当金の受取額	18,057	19,786
利息の支払額	△26,546	△31,885
法人税等の支払額	△68,688	△262,443
営業活動によるキャッシュ・フロー	△385,107	△671,494
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△358,400	—
定期預金の払戻による支出	—	371,593
有形固定資産の取得による支出	△5,371	—
有形固定資産の売却による収入	730,416	—
無形固定資産の取得による支出	△300	△1,553
投資有価証券の取得による支出	△24,305	△24,950
投資有価証券の売却による収入	8	38,372
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△846,718	—
関係会社貸付けによる支出	—	△20,000
関係会社貸付金の回収による収入	—	20,000
その他	△37,272	△29,512
投資活動によるキャッシュ・フロー	△541,942	353,948
財務活動によるキャッシュ・フロー		

短期借入金の純増減額（△は減少）	254,000	517,000
長期借入れによる収入	700,000	—
長期借入金の返済による支出	△200,616	△216,357
リース債務の返済による支出	△6,762	△6,562
配当金の支払	△6,900	△6,900
非支配株主への配当金の支払	△715	△1,485
財務活動によるキャッシュ・フロー	739,006	285,695
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△188,044	△31,850
現金及び現金同等物の期首残高	1,497,212	1,279,276
現金及び現金同等物の中間期末残高	1,309,168	1,247,425

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

株式会社富治商会

TOTO水彩プラザふじ株式会社

大牟田バルブ株式会社

株式会社姉川商会

株式会社友建設

株式会社東洋商会

(2) 非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称

株式会社子育ての家

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

非連結子会社の名称等

株式会社子育ての家

(持分法を適用しない理由)

非連結子会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

② 棚卸資産

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15～30年

機械装置及び運搬具 10～17年

工具、器具及び備品 4～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しておりますが、賞与見合いの社会保険料は未払費用で処理しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に充てるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方針

① 退職給付見込額の期間帰属方法

当社および連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び国内連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 住宅設備機器事業

住宅設備機器事業は、主に衛生、水回り機器、室内空調等の販売及び施工をしております。そのうち販売契約に基づくものについては顧客への商品の引き渡し時点で履行義務が充足されると判断しておりますが、代替的な取り扱いを適用し、原則として商品の出荷時点で収益を認識しております。

請負工事契約に基づくものについては、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

② リフォーム・建築事業

リフォーム・建築事業は、住宅及びリフォーム等の請負工事契約に係る収益であり、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。また、一部の工期が短い工事については代替的な取り扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

該当事項はありません。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を合理的に見積り、20年以内の年数で均等償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手元現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動については僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資を含めております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損処理

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位:千円)

	前連結会計年度	当中間連結会計期間
有形固定資産	2,295,191	2,263,591
無形固定資産	84,869	67,157

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、事業用資産については経営管理上の事業区分を基準として資産のグルーピングを行っております。

資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっているか、あるいは継続してマイナスとなる見込みであること等、減損の兆候があると認められる場合には、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積り、帳簿価額と比較することにより、減損損失の認識の要否を判定しております。

割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上します。

回収可能価額は、使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローに基づき算定しております。

割引前将来キャッシュ・フローの総額は、事業計画等を基礎にし、算出時点で入手可能な情報も考慮して見積りを行います。

減損の兆候、減損の認識及び測定にあたり慎重に検討をしておりますが、事業計画や市場環境の変化により、見積もった額の前提となる条件や仮定に変更が生じ、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、減損損失が発生する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年9月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年9月30日)	当中間連結会計期間 (2026年3月31日)
受取手形	184,512千円	147,274千円
売掛金	1,646,660千円	1,762,656千円

※2 受取手形割引高

	前連結会計年度 (2025年9月30日)	当中間連結会計期間 (2026年3月31日)
受取手形割引高	164,989千円	81,894千円

※3 電子記録債権割引高

	前連結会計年度 (2025年9月30日)	当中間連結会計期間 (2026年3月31日)
電子記録債権割引高	293,503千円	352,604千円
電子記録債権裏書譲渡高	121,658千円	136,620千円

※4 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

(担保を供している資産)	前連結会計年度 (2025年9月30日)	当中間連結会計期間 (2026年3月31日)
土地	856,440千円	856,440千円
投資有価証券	137,534千円	143,662千円
計	993,974千円	1,000,102千円

(担保付債務)	前連結会計年度 (2025年9月30日)	当中間連結会計期間 (2026年3月31日)
一年内返済予定の長期借入金	418,539千円	403,322千円
長期借入金	2,052,190千円	1,851,050千円
計	2,470,729千円	2,254,372千円

※5 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2025年9月30日)	当中間連結会計期間 (2026年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	961,575千円	993,175千円
計	961,575千円	993,175千円

※6 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年9月30日)	当中間連結会計期間 (2026年3月31日)
関係会社株式	187,501千円	187,501千円
関係会社長期貸付金	40,000千円	40,000千円

※7 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年9月30日)	当中間連結会計期間 (2026年3月31日)
当座貸越限度額の総額	2,355,000千円	2,355,000千円
借入実行残高	1,483,000千円	2,000,000千円
差引額	872,000千円	355,000千円

(中間連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載していません。顧客との契約から生じる収益の金額は、中間連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しています。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
役員報酬	112,248千円	109,927千円
給料手当	292,771千円	348,300千円
のれん償却費	11,774千円	15,465千円
賞与引当金繰入額	1,032千円	57,673千円
退職給付費用	21,396千円	18,501千円
役員退職慰労引当金繰入額	9,537千円	10,044千円
おおよその割合		
販売費	11.6%	12.7%
一般管理費	88.4%	87.3%

※3 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
受取配当金	3,100千円	—

※4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
土地	1,530千円	—

(連結包括利益計算書関係)

※その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前中間連結会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
その他有価証券差額金		
当期発生額	△270,432千円	349,668千円
組替調整額	—	△15,485千円
税効果調整前	△270,432千円	334,183千円
税効果額	92,190千円	△117,298千円
その他有価証券差額金	△178,242千円	216,885千円
その他の包括利益合計	△178,242千円	216,885千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (株)	当中間連結会計期末 株式数 (株)
普通株式	74,886	—	—	74,886
A種類株式	17,114	—	—	17,114
合 計	92,000	—	—	92,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年12月19日 定時株主総会	普通株式	5,616千円	75円	2024年9月30日	2024年12月20日
2024年12月19日 定時株主総会	A種株式	1,284千円	75円	2024年9月30日	2024年12月20日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (株)	当中間連結会計期末 株式数 (株)
普通株式	74,886	845,114	—	920,000
A種類株式	17,114	—	17,114	—
合 計	92,000	845,114	17,114	920,000

(注1) 普通株式の増加株式数845,114株は、2025年12月26日付の株式分割 (1株につき10株の割合) による増加673,974株、およびA種類株式の普通株式への転換による増加171,140株によるものです。

(注2) A種類株式の減少株式数17,114株は、普通株式への転換によるものです。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年12月25日 定時株主総会	普通株式	6,900千円	75円	2025年9月30日	2025年12月26日

- (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの
該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- ※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金勘定	1,876,770千円	1,451,834千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△567,601千円	△204,408千円
現金及び現金同等物	1,309,168千円	1,247,425千円

- ※2 重要な非資金取引の内容
該当事項はありません。

(リース取引関係)

前中間連結会計期間(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

前中間連結会計期間(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

前中間連結会計期間(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」

4. 会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

前中間連結会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債に関する情報は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当中間連結会計期間末 (2025年3月31日)
顧客との契約から生じた債権（千円）	2,373,835	2,756,362
契約資産（千円）	151,929	123,001
契約負債（千円）	3,570	—

契約資産は、一定期間にわたり充足するまたは、一時点で充足する履行義務に係る対価に対して、受け取る対価に対する権利のうち、債権として計上すべき金額を除いた金額をもって計上しております。

契約負債は主に、製品の引渡前に当社グループが顧客から受け取った対価です。また、過去の期間に充足された履行義務に係る金額に重要性はありません。

当中間連結会計期間（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債に関する情報は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2025年9月30日)	当中間連結会計期間末 (2026年3月31日)
顧客との契約から生じた債権（千円）	2,285,965	2,759,202
契約資産（千円）	36,609	14,164
契約負債（千円）	2,453	—

契約資産は、一定期間にわたり充足するまたは、一時点で充足する履行義務に係る対価に対して、受け取る対価に対する権利のうち、債権として計上すべき金額を除いた金額をもって計上しております。

契約負債は主に、製品の引渡前に当社グループが顧客から受け取った対価です。また、過去の期間に充足された履行義務に係る金額に重要性はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、衛生、水回り機器及び室内の空調等の販売・工事を中心にした「住宅設備機器事業」と住宅に関する請負工事及びリフォーム事業の「リフォーム・建築事業」を主力に事業を展開しております。

したがって、当社グループは、商品・サービス別のセグメントから構成されており、「住宅設備機器事業」の主な製品には、トイレ、キッチン、空調、室内建具等があり、「リフォーム・建築事業」においては、戸建て住宅の工事、住宅設備のリフォームを行っており、この2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されているセグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は市場実勢価格等に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

(単位：千円)	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 3	中間連結財務諸 表計上額 (注) 2
	住宅設備 機器	リフォー ム・建築	計				
売上高							
顧客との契約から生 じる収益	6,879,170	509,907	7,389,078	—	7,389,078	—	7,389,078
その他の収益(注) 4	—	—	—	53,769	53,769	—	53,769
外部顧客への売上高	6,879,170	509,907	7,389,078	53,769	7,442,848	—	7,442,848
セグメント間の内部 売上高又は振替高	9,256	—	9,256	—	9,256	△9,256	—
計	6,888,427	509,907	7,398,335	53,769	7,452,104	△9,256	7,442,848
セグメント利益	289,691	93,734	383,425	25,064	408,490	△237,158	171,332
セグメント資産	6,148,566	419,813	6,568,379	1,298,031	7,866,411	1,968,403	9,834,815
その他の項目							
減価償却費	7,338	878	8,216	20,341	28,558	7,253	35,811
のれんの償却額	2,057	9,717	11,774	—	11,774	—	11,774
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	—	—	—	—	—	5,671	5,671

※各資産に係る減価償却費については、合理的な基準に従い、対応する各報告セグメントに配分しております。

(注)

1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり不動産賃貸であります。
2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。
3. セグメント利益の調整額△237,158千円は各報告セグメントに配分していない全社費用であります。
4. その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づくリース収益であります。

当中間連結会計期間（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 3	中間連結財務諸 表計上額 (注) 2
	住宅設備 機器	リフォーム・建築	計				
売上高							
顧客との契約から生 じる収益	6,696,400	464,973	7,161,374	—	7,161,374	—	7,161,374
その他の収益(注) 4	—	—	—	49,602	49,602	—	49,602
外部顧客への売上高	6,696,400	464,973	7,161,374	49,602	7,210,977	—	7,210,977
セグメント間の内部 売上高又は振替高	7,441	785	8,226	—	8,226	△8,226	—
計	6,703,842	465,758	7,169,601	49,602	7,219,203	△8,226	7,210,977
セグメント利益	275,626	14,585	290,211	20,265	310,476	△245,503	64,973
セグメント資産	5,663,152	390,502	6,053,654	1,258,082	7,311,737	2,382,009	9,693,747
その他の項目							
減価償却費	6,879	874	7,753	20,331	28,085	7,313	35,399
のれんの償却額	5,747	9,717	15,465	—	15,465	—	15,465
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	—	—	—	—	—	1,553	1,553

※各資産に係る減価償却費については、合理的な基準に従い、対応する各報告セグメントに配分しております。

(注)

1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり不動産賃貸であります。
2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。
3. セグメント利益の調整額△245,503千円は各報告セグメントに配分していない全社費用であります。
4. その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づくリース収益であります。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	住宅設備機器	リフォーム・機器	その他	全社・消去	合計
当期償却額	2,057	9,717	—	—	11,774
当期末残高	39,093	48,586	—	—	87,679

当中間連結会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	住宅設備機器	リフォーム・機器	その他	全社・消去	合計
当期償却額	5,747	9,717	—	—	15,465
当期末残高	17,244	29,152	—	—	46,395

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前中間連結会計期間(自 2024年10月1日 至2025年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

- ① 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

- ② 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年10月1日 至2026年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

- ① 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

- ② 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	1,850円44銭	2,166円53銭

	前中間連結会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり中間純利益	126円12銭	87円84銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、2025年11月20日開催の取締役会決議により、2025年12月26日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり中間純利益	126円12銭	87円84銭
親会社株主に帰属する中間純利益金額(千円)	116,034	80,815
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	116,034	80,815
普通株式の期中平均株式数(株)	920,000	920,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年6月22日

FFFホールディングス株式会社

取締役会 御中

協立監査法人

大阪事務所

代表社員
業務執行社員

公認会計士

朝 田 際

代表社員
業務執行社員

公認会計士

田 中 伴 一

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているFFFホールディングス株式会社の2025年10月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年10月1日から2026年3月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FFFホールディングス株式会社及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビュー監査の基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当

る年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上